

## 海外療養費を申請される皆様へ

### 1. 海外療養費の概要について

海外旅行や海外赴任中、病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

支給対象となるのは日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療等に限られます。また、はじめから治療目的で渡航した場合（日本国内では実施できない治療などを含む）は支給対象外です。

### 2. 支給金額について

日本国内の医療機関で、同じ傷病を診療した場合にかかる医療費を基準とした額（実際に現地で支払った額のほうが低いときは現地支払額）から自己負担相当額を差し引いた額を支給します。

※現地支払額は支給決定を行う日の外国為替換算率（売りレート）で日本円に換算したものを比較に用います。

※国内で診療した場合の医療費は現地支払額に比べ、大幅に少額となることがあります。

### 3. 申請手続きについて

#### 【必要な書類】

- ・療養費支給申請書…被保険者本人（および事業主）が記入
- ・診療内容明細書（様式A）および領収明細書（様式B）…現地の担当医師が記入  
《歯科は歯科診療内容明細書（様式C）のみ》
- ・様式Aおよび様式B《歯科の場合は様式C》の邦訳…翻訳者が記入
- ・領収書原本
- ・調査に関わる同意書…受診者（場合によりその代理人）が記入

※様式A・B・Cともに、月別、受診者別、入院・外来別にして、医療機関ごとに一枚ずつ証明してもらってください。

※処方箋や指示書など、診療内容明細書の他に診療内容を示す書類がある場合は、上記に加え、そのコピーおよび翻訳を添付してください。

※支給申請書は事業主を経由して申請してください。振込先として海外口座を指定することはできません。

※申請の時効は現地で支払をした日の翌日から数えて2年となります。この期間を経過すると申請ができなくなりますのでご注意ください。